

事 務 連 絡  
平成 23 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）  
中 核 市 支援給付担当者 御中

厚生労働省社会・援護局援護企画課  
中国孤児等対策室生活支援班給付係長

### 東北地方太平洋沖地震に関する介護支援給付関係事務の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に関し、中国残留邦人等に係る介護支援給付関係事務の取扱いに当たっては、下記の事項について御留意の上、管内実施機関に御周知願います。

#### 記

##### 1 被災者に係る要介護認定等について

介護保険の保険者が、新規の要介護認定の申請前に介護サービスを利用した被保険者に対して、特例居宅介護サービス費等を支給する場合には、支援給付の実施機関は、当該被保険者に係る要介護認定の結果を待たずに支援給付の介護支援給付の決定を行うことができるものであること。また、被保険者以外の者に係る審査判定の委託が困難である場合も同様であること。

また、事後に行われた要介護認定結果が、当初見込まれた要介護度よりも低く設定された場合（「自立」と設定された場合を含む。）については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領の取扱いについて」（平成20年3月31日付社援企発第0331003号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）第3の問3による取扱いを行って差し支えないものであること。

##### 2 被災地域の指定介護機関の介護報酬請求について

支援給付の指定介護機関が、被災した被支援者に係る介護支援給付の受給資格を介護券により確認できずに現物給付を行った場合は、当該指定介護機関は、当該現物給付に係る介護報酬を支援給付の実施機関あてに直接請求することができるものとする。

##### 3 被災者に係る介護保険施設の利用等に係る取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者であって、被災した被支援者が、臨時的に居住費の利用者負担額が新たに発生する、又は利用者負担額に変更があるような介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）に入所せざるを得ない場合においては、その額について、当該者が臨時的に入所している間、

厚生労働大臣に対し特別基準の設定について情報提供があったものとし、「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて（平成17年9月30日付社援保第0930002号保護課長通知）」1（1）ウに定める「利用を認める場合」に該当するものとして取り扱って差し支えないものであること。